

# 加茂市骨髄移植ドナー支援事業

---

市では、骨髄移植について理解を深め、休暇のとりやすい環境づくりの推進やドナー登録者の増加を図るため、骨髄等(骨髄・末梢血幹細胞)の提供のために通院等(通院・入院)したドナー及びドナーを雇用する事業所へ助成金を交付しています。

## 助成対象者

---

### 【1】ドナー

次のすべてに該当する人を対象とします。

- ◆ 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた人（最終同意後に提供者の自己都合以外の理由により骨髄等の提供が中止となった場合を含む。）
- ◆ 骨髄等の提供を行った日（最終同意後に骨髄等の提供が中止となった日）に、市内に住所を有している人

### 【2】ドナーを雇用する事業所等（国及び地方公共団体並びに独立行政法人を除く。）

次のいずれかに該当する事業所を対象とします。

- ◆ 【1】にあてはまるドナー（個人事業主を除く。）を雇用する国内の事業所
- ◆ ドナーを雇用する市内の事業所

※次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ◆ 他の自治体等が実施する同種同類の助成金等を受けた場合
- ◆ 加茂市暴力団排除条例（令和元年10月3日条例18号）に規定する暴力団関係者である場合
- ◆ 雇用するドナーへ年次有給休暇を付与していない場合

## 助成金額

---

骨髄等の提供のために要した通院等の日数に、ドナーに対して2万円を、事業所に対し1万円を乗じた額とします。ただし、通院等の日数の上限は7日とします。

## 申請方法

---

骨髄等の提供が完了したら、申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添えてお手続きください。

### 【 ドナー 】

- ◆ 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の写し
- ◆ その他市長が必要と認める書類

### 【 ドナーを雇用する事業所 】

- ◆ ドナーについて骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の写し
- ◆ ドナーとの雇用関係を確認できる書類
- ◆ その他市長が必要と認める書類

お問い合わせ

健康福祉課健康づくり係

TEL0256-52-0080（内線 164）